



はーと なび



一般社団法人 全国腎臓病協議会 通院介護委員会

〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-29-24 パシフィックスクエア千石 802

2022年2月4日発行

TEL:03(5395)2631 FAX:03(5395)2831 E-mail:sougei@zjk.or.jp

安全運転管理者による運転前後の運転者酒気帯び確認 4月より義務化 アルコール検知器の使用は10月から

安全運転管理者によるドライバーの酒気帯び確認が今年4月から義務化されるにあたり、確認方法などの詳細が警察庁より通達されました。

安全運転管理者とは、点呼や安全運転指導など自動車の安全運転にかかわる業務を行う者で、5台以上の車両を使用する送迎事業所では選任する必要があります。安全運転管理者をおく事業所では、4月以降、次のとおりドライバーへの酒気帯び確認を行うことが義務付けられます。

- (1) 安全運転管理者は、運転前・運転後にドライバーの状態を目視等で確認することにより、ドライバーの酒気帯びの有無を確認する
- (2) 安全運転管理者は(1)の内容を記録し、1年間保存する

上記の「目視等で確認」とは、ドライバーの顔色、息のにおい、応答の声の調子などによって確認を行うことです。また、「運転前・運転後」とは運転を行う直前・直後にその都度行うという意味ではなく、出勤・退勤時など送迎を行う日に各1回行うという意味です。なお、これらの確認は必ずしも安全運転管理者が常に行わなければならないということではなく、不在時などに安全運転管理者の業務を補助する者が代わりに行うことを通達は認めています。

そして、さらに10月以降、安全運転管理

者の義務として次の内容が追加されます。

- (3) 安全運転管理者は、ドライバーの酒気帯び有無の確認をアルコール検知器を用いて行う
- (4) 安全運転管理者は、使用するアルコール検知器について、常に正常に作動し、故障がない状態に保つ

「アルコール検知器」の性能は、通達によれば呼気中のアルコールを検知し、その有無を音や色、数値などで確認できるものであれば特別高性能である必要はありません。

また、酒気帯び確認は対面が原則とされていますが、非対面での確認も認められています。通達には遠隔での確認を想定して以下の方法が示されています。

- ① ドライバーがアルコール検知器を携行し、安全運転管理者はカメラ・モニターを通してドライバーの顔色を確認するとともに、アルコール検知器の測定結果の報告をうける
- ② ドライバーがアルコール検知器を携行し、安全運転管理者は携帯電話等でドライバーからアルコール検知器の測定結果を報告してもらい、またその際に声の調子を確認する

酒気帯び確認および安全運転管理者の業務について詳細は、以下リンクより通達をご覧ください。

【リンク】

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う安全運転管理者業務の拡充について（通達）：

[https://www.npa.go.jp/laws/notificatio
n/tuutatuanzenuntenkanri.pdf](https://www.npa.go.jp/laws/notificatio
n/tuutatuanzenuntenkanri.pdf)

警察庁 安全運転管理者の業務の拡充について（啓発用リーフレット）：

[https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/
insyu/img/ankanleaflet.pdf](https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/
insyu/img/ankanleaflet.pdf)

《トピックス》

令和 2 年度のバリアフリー進捗状況 福祉タクシー台数は 41,464 台に

国土交通省は、令和 2 年度末における公共交通機関の旅客施設・車両等のバリアフリー化の主な実績を発表しました。

旅客施設におけるバリアフリー化は段差の解消が昨年度より約 3.2 ポイント増加し、車両についてはノンステップバスが昨年度より約 2.6 ポイント増加しました。また、福祉タクシー車両は昨年度より 4,400 台増え、41,464 台となりました。詳細は、以下リンクより国土交通省のホームページをご覧ください。

【参考】

国土交通省 令和 2 年度 移動等円滑化に関する実績の集計結果概要：

[https://www.mlit.go.jp/report/press/so
go09_hh_000315.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/so
go09_hh_000315.html)

《事務局より》

■活動状況報告書の提出についてのお願い

通院送迎事業所の皆さまにはいつも通院介護支援事業「活動状況報告書」の提出にご協力いただき、ありがとうございます。ご多用中とは存じますが、引き続き報告書の提出にご協力くださいますようお願いいたします。

■降雪による路面凍結にご注意ください

路面凍結への警戒は、降雪時だけでなく雪がやんだ後も必要です。また、降雪が少量であっても路面凍結は発生しますので、路面状態を十分にご確認ください。

路面凍結状態として有名なものにアイスバーンがありますが、これは日射や車両による熱で一度融けた雪が再凍結して路面に薄い氷がはった状態です。アイスバーンが発生しやすい気象条件は、降雪 1cm 未満かつ前日の最高気温が 0℃未満の場合で、発生しやすい場所は、日陰、信号交差点、橋梁（橋の上）、トンネルの出入口付近といわれています。

雪が融けたとしても、昼間はただの濡れた路面であったものが、気温が下がるにつれ薄い氷の膜が張ったブラックアイス（ブラックアイスバーン）になることがあります。この氷の膜はドライバーからは透明または黒く見え、光沢がない場合もあるので路面凍結に気がつかないまま運転し、突然滑ることがあります。凍っているように見えない場所でも、特に気温の下がる夜間や早朝は慎重な運転を心がけてください。

【出典】

国立研究開発法人土木研究所 寒地土木研究所 北の道ナビ「冬道運転ガイド」：

[http://northern-
road.jp/navi/index_guide.htm](http://northern-
road.jp/navi/index_guide.htm)